

産業民生常任委員会

平成24年9月14日（金）

◎ 開 議 の 宣 告 （午前10時00分）

○委員長（原見正信） おはようございます。ただいまから産業民生常任委員会の会議を開きます。
出席委員は9名であります。

本日の案件は、お手元に配付しておりますとおり、付託案件1件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、9月6日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。
それでは、議案第4号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

それでは、議案第4号の質疑を願います。

○委員（吉野英雄） 今回開発行為に伴って市道として認定するということだと思えます。それで、私も現地見てまいりまして、区画的には17か18ぐらいの区画かなというふうに思っております、既にもう2戸ほど着工されておりました。それで、今回市道として認定する館山1号線ですか、交差点から入ってきて、これの終点が車回しで終わっているわけです。それで、市道の路線認定基準からいってこれは該当しているのかなというふうに判断をしておりますけれども、今後さまざまな開発行為で公的交差点から入って、抜けられないというようなところがいろいろ出てくると思うのです。それで、そういったことが想定されるわけで、市の交通政策上進めていく上でもいろいろ今後隘路になりはしないかなというようなことがあるのですけれども、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○建設課長（大山 孝） お答えいたします。

市道の認定上、両端が公道に接しているのが望ましいのですけれども、このたびの開発行為におきましては終点側が地権者が違ってまいりまして、事前協議の段階で両端公道で通り抜けが好ましいということで協議いたしました結果、地権者の関係上このような行きどまり道路になったということで、終点側に回って戻ってこれるような13メートルの車回しを設けるような形で協議を進めておりました。

以上です。

○委員（吉野英雄） わかりました。地権者の方、この写真で見ますと当然海側のほうの地権者のご同意が得られていないということだと思えます。その辺については今後やはり課題になってくるのかなというふうに考えてまいりまして、できるだけ公道から公道へ抜けれるようなことでの担当部の交渉段階でのご努力をぜひお願いをしたいと思います。

それで、私も現地へ行ってまいりまして、ご存じのようにここの近辺には京王幼稚園、それから自動車教習所もあります。それから、市の市民研修センター、館山野球場、そしてこれを抜けてい

きますと光陵中学校があるということで、交通量としては結構あるのかなというふうに思っております。現地の公道と接する交差点については、警察側から入っていきますと非常に見づらいということがあります。警察のところの曲がり角にはカーブミラーが両側見れるようにしておりますから、問題ないと思うのですが、私もけさ現地を見まして、警察側に出るときに左側確認は割かし広いからオーケーなのですけれども、右側確認がやはり、左、右と見ているうちに車が来てしまうと、警察側から曲がって交差点に来るまで大体20メートルか25メートルぐらいでしょうか、ですから交通安全上このままではどうなのかなというふうに感じております。何らかの見通しを確保するようなのが必要か、これは当然建設部と下の交通安全のほうとの調整が必要になってくるとは思います、家が張りついてからでは車が行き交うという中ではなかなか難しいということで、下の課と事前に調整しておく必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、この辺についてのお考えをお聞かせください。

○建設課長（大山 孝） お答えいたします。

今回の市道の認定に伴いまして、出入り口が視認しづらいというような状況で、家屋の張りつき状況を見まして、その辺を考慮いたしまして、必要であればカーブミラーですとか、そのような措置をとっていきたいと考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 状況を見ながらということでしたけれども、やはり事前にいろいろ調査をしておいておく必要があるなと思いますので、住宅地図で確認したところによりまして、新しく開発行為で開かれる長和側、ここに大体25戸ぐらい既に張りついておりますし、それからちょうど自動車学校の前あたりのところに15戸ぐらい、それから自動車学校の海側に共同住宅みたいのがあります、そこも12戸ぐらい張りついております。今回17区画ということですので、全部合わせますと70戸ぐらい張りつく格好になりますので、交通安全などについても担当している部課と調整をして、そごのないようにぜひ進めていただきたいということをお願いして、私のほうからは終わりたいと思います。

○委員（小久保重孝） 今同僚委員からも交通安全の関係ありました。私も朝見てまいりまして、ちょっと危ないなというふうに感じておりましたので、ぜひ対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、基本的なことなのですが、議会で認定をされた後、供用開始というのですか、これはいつになるのでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 供用開始につきましては、議会終了後ということで考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） そうしますと、これ市道ということなのですが、よく専決などでいろんな道路での事故などが起こったときの補償の関係は、建設工事がスタートしたときにスタートしているのか、その期間ですね、市の責務というのはそこからスタートしていると思うのですが、保険の適用になるのか、ならないのかというのがあると思うのですが、そういった点で、例えばけさも見てきましたら既に工事の車両が入っておりますし、実際に何人が通行されている。市道でなかった

場合の事故の取り扱いというのは変わるのか、変わらないのか、いかがでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 開発行為自体の完了が5月の25日に完了してしまっていて、それで翌日に市道の引き継ぎを終えておりますので、それ以降市の管理ということで、保険の適用も可能でございます。

○委員（小久保重孝） 今回の場所については随分早くにできておりましたので、そういう中でどうなっているのかなということがちょっと心配でした。それと、ここは今回開発でございますからいいのですが、よく住宅地の中に新しく道路ができるといったときに、今供用開始までよくパイロンですとか、要するに通行どめにさせているようなケースがあるのですが、これはある面先ほどのお話ですと保険が適用され、また市の責務というのはあるということであれば、パイロンとかそういったものをもう外してしまってもいいのではないかと、要するに議会の承認を得るとか、また手続上のことがあるからそのままにしておくことはないのではないかとというふうに感じるのですが、その辺の取り扱いを変えていくということではできないでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 工事の都合によりまして舗装が終わりましてよく通行どめしているようなケースございますけれども、それにつきましては安全上の施設の不備ですとか、その措置がまだ終わっていないということで通行どめにしているケースはございますけれども、通常舗装が終わりまして供用開始というケースで今まで行ってきております。

○委員（小久保重孝） 今のお話ですと、通常もちろんすぐ道路が固まらないうちに通行されては困るとか、そういうことは当然あると思いますが、どうもそういうふうに見かけられるところが最近ございましたので、詳しくはもし必要であれば後で確認させていただきますが、承認がとれなければというか、手続が終わらなければ通れないというのもちょっと変な話なので、もちろんその辺しっかりとやっていると思うのですが、再度その確認でございました。よろしく申し上げます。

○委員（菊地清一郎） 私もけさ現地を確認してまいりました。それで、何点かお伺いいたしますけれども、きょう現在ではほぼ2軒が完了、そして1軒が配筋工事、基礎工事中ということですが、道路の認定が先ほどの同僚委員の質問で今回の議会の終了後ということというふうにお伺いいたしました。認定前にほぼ住宅が完成しているというような現状がありまして、細かい難しいお話はしたいとは思いませんけれども、ただ制度上、認定前のほぼ完了が2棟あるということに関して、これはどのような解釈なのか、そしてまたこの辺の認定条件、基準、この辺はどうなっておられるのかお伺いしたいと思います。

○建設課長（大山 孝） 供用開始につきましては、引き継ぎ後速やかに行っておりますので、問題ないかと思えます。あと、建設の関係なのですけれども、要するに市道に接する区画でなければ建築条件も整わないと思えますので、その辺も市道に認定、供用開始されているという条件のもとで進められていると考えております。

○委員（菊地清一郎） わかりました。要するに、道路がなければ工事が進められないという、そういう理由ということで認定前の工事着工を認めているということですが、この辺は伊達市独自の基準なのか、それとも公の公的な一般的な基準なのか、その辺はいかがですか。

○建設課長（大山 孝） 建築条件の関係なのですけれども、建築基準法上定められている条件か

なというふうに考えております。

以上です。

○建設部長（高梨善昭） 市道の認定に関しましては、伊達市では伊達市に引き継いで直近の定例会で上げるということにしておりますので、何か以前は3月に全部まとめて上げているという時代もありましたけれども、今は直近の定例会で上げるということで決めておりますので、それに従って今回やらせていただいております。

○委員（菊地清一郎） わかりました。それと、ただいまの認定道路の名称が館山1号線ということでよろしいですね。先ほど同僚委員からございましたけれども、見通しの問題ということで、これに接する光陵通り線というのが名称です。この光陵通り線というのは、今幅員何メートルでしょうか。

○建設課長（大山 孝） 現況の舗装幅が5.5メートル程度でございます。光陵通り線も、光陵中学校を通りまして、それから気門別川のほうにおいていく路線なのですけれども、この路線がすべて光陵通り線といいまして、幅員は場所によってかなり違いはございます。ここに面する部分については5.5メートルでございます。

以上です。

○委員（菊地清一郎） わかりました。一応建築基準法上4メートル以上が道路ということで、それ未満であれば将来の計画道路ということで、私有地であっても満たない部分を道路にとられると、そういう基準がございますので、そういうことで今あえてご質問させていただきました。

それで、次にちょっとお尋ねしたいのですけれども、認定道路の検査基準、こういう部分はどういう部分を主に大事な部分というか、重要視しておられるのか。今各委員の手元にこういう資料をいただきましたけれども、これがそういう認定条件の基準なのか、それがイコール検査基準にもなるのか、その辺も含めてちょっとご説明お願いしたいと思います。

○建設課長（大山 孝） 道路の構造につきましては、伊達市における開発行為の道路設置基準というのがございまして、それに従いまして開発行為申請が上がった段階で審査をしております。その後審査が通りまして工事が開始しましたという状況で、あとは現地の確認ということで道路内を掘り起こして、路盤といまして、碎石を入れていくわけなのですけれども、事前に路床の確認というのが一番大切になってきますので、その辺の確認と、あと排水関係も当然伴いますので、排水管の状況の確認を行って、最後に工事完了後、完成検査ということで検査を行っております。

以上です。

○委員（菊地清一郎） わかりました。ありがとうございます。それで、最後の完成検査ですけれども、通常市の担当としてはどういう立場の方が最後の完成検査を行っておられるのでしょうか。また、今回その検査時に何か問題が出たのか、また出た場合はどのような対応がなされたのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○建設課長（大山 孝） 完了検査につきましては、私が現地へ行きて、寸法確認ですとかそういうものを行いました。今回の場合は、特に異常がないということで検査を終わらせていただいております。

以上です。

○委員（菊地清一郎） わかりました。それと、この地域の用途地域はどのような用途地域でしょうか。

○建設課長（大山 孝） こちらの地域は調整区域になっておりまして、それで北海道の地区指定を受けている区域となっております、開発行為によって1次産業者以外も家を建てれるというような区域となっております。

以上です。

○委員（菊地清一郎） 調整区域ということだけれども、北海道の地区指定になっているので、住宅を建設することができるということを今教えていただきましたけれども、通常であれば調整区域というのは家が建たないという原則がありますが、道の地区指定というのはこの館山以外に伊達市内にはどのような地域で何カ所ほどあるのか教えていただけますか。

○建設課長（大山 孝） 黄金、稀府、末永、館山、長和地区等、合計8カ所区域がございます。

○委員（菊地清一郎） わかりました。合計8カ所の区域があって、その部分には調整区域であるが、住宅が建てれると。今後もそういう地域に多分、どのくらいの面積があるかわかりませんが、開発行為をしていけば住宅が建てれるということだというふうに認識いたしました。

それで、次にちょっとお伺いしたいことは、わかれば結構ですが、民間業者の開発に伴う市道路線の認定に対しまして、ここ数年間例えばどのようにその推移がきておりまして、要するにその辺の推移というか、その辺の状況をお知らせしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（大山 孝） お答えいたします。

昨年で竹原地区と舟岡地区の2カ所が開発行為を行っておりまして、同様に行きどまり道路という形の中で整備が行われております。

以上です。

○委員（嶋崎富勝） ちょっと確認だけをさせていただきたいと思っています。図面きょういただきましたけれども、課長のほうからいみじくも排水管、いわゆる排水の関係の話ありましたけれども、私も以前から、この開発行為起こしたときから道路は見ているのですけれども、中まで入っていないのです。一般的に市道の認定の関係では、排水口というのですか、グレーチングかかった、あの部分までを市道としてはたしか見ていましたよね。今回この道路については、今言ったとおり中まで入って行って見えないものですから確認してはいないのですが、写真の図面見たら全体的な幅員が8メートルで歩道の幅員が1メートル50の1メートルと、そういうふうになっているものですから、いわゆる排水口というのですか、その部分がこの図面の中でも入っていませんし、例えば歩道の下に入っているのかどうかは技術的にちょっとわからないのですが、その部分はどのようなふうになっているのですか。

○建設課長（大山 孝） 申しわけありません。資料のほうに排水管が入っておりませんでしたので、今回の開発行為による道路の造成に伴いまして、道路の警察側というのですか、そちら側の歩道縁石の下に排水管を設けております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○建設課長（大山 孝） 道路の排水を取り込むための、一般的に飲み口ますと言うのですが、それも大体二、三十メートルに1カ所配置している状況になっております。

○委員（嶋崎富勝） ついでと言ったらあれなのですが、開発行為に伴って寄附受けた段階で道路の市道の認定に当たって、当然水道管あるいは下水道管、ちょっと所管が違うと思うのですが、この部分については今回全体では長さが132.9メートルですか、わかる範囲でいいですから、この中には下水道管あるいは水道管も含めて当然整備されていると思うのですが、その辺あわせて寄附されていると思うのですが、わかる範囲でお答え願いたいのですが。

○建設課長（大山 孝） 水道管につきましては、光陵通り線のほうに研修センター側のほうで接続しているような状況になっております。あと、下水道の汚水管なのですが、こちらにつきましては伊達警察署の横に排水用地を設けまして、そちらの通りのほうに下水道管を接続している状況になっております。

以上です。

○委員長（原見正信） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第4号の討論に入ります。

議案第4号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、議案第4号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原見正信） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で産業民生常任委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前10時29分）